

産業環境委員会陳情説明資料

令和5年6月29日

件名	頁
(1) 受理番号7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情	2

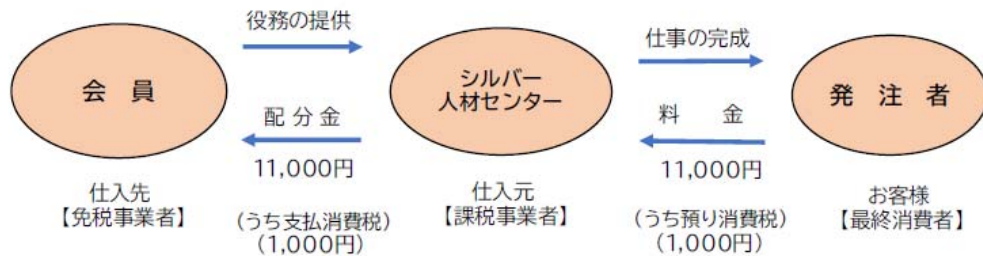
(産業経済部)

件名	受理番号7 インボイス制度の導入に際し、足立区シルバー人材センターが会員への分配金から消費税分を減額しなくて済むように、足立区として援助を求める陳情										
所管部課名	産業経済部 企業経営支援課										
陳情の要旨	1 インボイス制度導入に際して、足立区からシルバー人材センターに対して業務を委託する場合、委託費に消費税分の上乗せをすることを求めます。 2 シルバー人材センターの会員への支払いが消費税分減額されることのないように足立区としてシルバー人材センターへの援助を求めます。										
陳情者等	請願文書表のとおり										
内容及び経過	1 インボイス制度の概要 (1) インボイス（適格請求書、以下インボイス）とは 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるもので、具体的には、現行の「区分記載請求書（軽減税率の対象費目である旨と税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）を記載した請求書）」に「登録番号」「適用税率」及び「税率ごとに区分した消費税額等」の記載が追加された書類やデータを指す。 インボイスを発行できるのは、「インボイス発行事業者」に限られる。「インボイス発行事業者」になるためには、登録申請書を税務署に提出し、登録を受ける必要がある。 (2) インボイス制度の内容 消費税の仕入税額控除の方式で、課税事業者（課税売上高が1,000万円を超える事業者等）が発行するインボイスに記載された税額のみを控除することができる。 ア 売手側 売手であるインボイス発行事業者は、買手である取引相手（課税事業者）からインボイスを求められたときは、交付しなければならない。インボイスの交付には、インボイス発行事業者の登録を受ける必要がある。 イ 買手側 買手は、仕入税額控除の適用を受けるために、原則として取引相手（売手）であるインボイス発行事業者から交付を受けたインボイスを保存する必要がある。 (3) 開始時期 令和5年10月1日（経過措置あり） (4) インボイスの発行ができない免税事業者との取り引きに関する経過措置 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>第1期</td> <td>令和5年10月1日から 令和8年9月30日</td> <td>仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可</td> </tr> <tr> <td>第2期</td> <td>令和8年10月1日から 令和11年9月30日</td> <td>仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可</td> </tr> <tr> <td>第3期</td> <td>令和11年10月1日から</td> <td>仕入税額控除不可</td> </tr> </table>		第1期	令和5年10月1日から 令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可	第2期	令和8年10月1日から 令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可	第3期	令和11年10月1日から	仕入税額控除不可
第1期	令和5年10月1日から 令和8年9月30日	仕入税額相当額の80% まで仕入税額控除可									
第2期	令和8年10月1日から 令和11年9月30日	仕入税額相当額の50% まで仕入税額控除可									
第3期	令和11年10月1日から	仕入税額控除不可									

2 足立区シルバー人材センターにおける現行制度とインボイス制度開始後の資金の流れ

(1) 現行のお金の流れ

現行制度では、取引相手が課税事業者か免税事業者かに関わらず、すべての取引引きにおいて仕入税額控除が認められている。



シルバー人材センターの会員は免税事業者であることから、シルバー人材センターから会員に支払う配分金に係る消費税については、納税する必要はない。

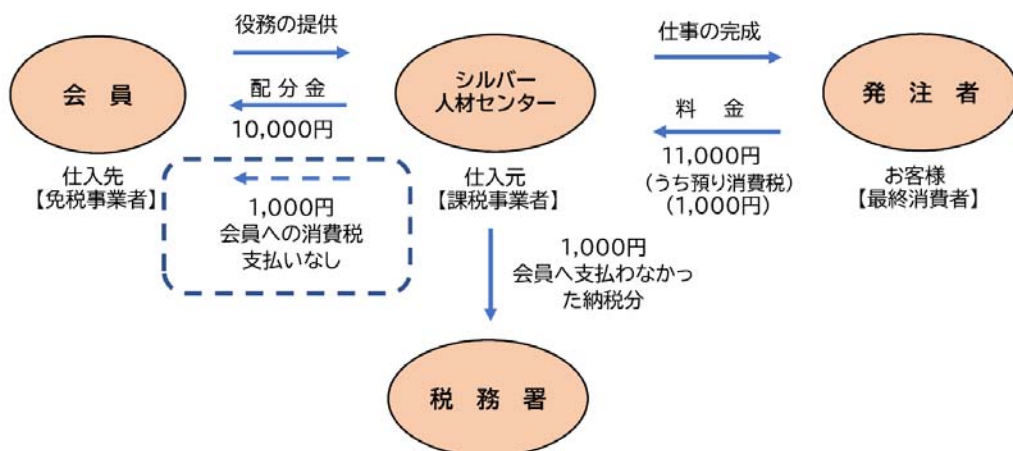
(2) インボイス制度開始後のお金の流れ

インボイス制度開始後は、インボイスを介在した取引のみ仕入税額控除が認められている。

免税事業者であるシルバー人材センターの会員は、インボイスを発行することができないため、シルバー人材センターは仕入税額控除が行えず、「現行」例の場合、新たに預かり消費税分1,000円を納税する必要が生じる。

シルバー人材センターは、現在会員へ支払っている消費税を会員に支払うことはせず、税務署に納税する。

よって、以下のとおりの対応となる。



3 インボイス制度開始に伴う足立区シルバー人材センターへの影響

(1) 事務局への影響

ア 令和4年度決算額で算出した場合には、経過措置終了後の年間納税額は約1億1千万円になる。

	税抜き支払 配分金 (円)	仕入税額相当額 (円)	仕入控 除割合	仕入税額 控除額 (円)	センター 納税額 (円)
	①	②=①×10%	③	④=②×③	⑤=②-④
現行制度 ～令和5年 9月30日	1,073,915,937	107,391,593	100%	107,391,593	0
第1期 令和5年 10月1日 ～ 令和8年9 月30日	1,073,915,937	107,391,593	80%	85,913,274	21,478,319
第2期 令和8年 10月1日 ～ 令和11年 9月30日	1,073,915,937	107,391,593	50%	53,695,796	53,695,797
【経過措 置終了】 第3期 令和11年 10月1日 ～	1,073,915,937	107,391,593	0%	0	<u>107,391,593</u>

イ シルバー人材センターの会員もインボイス発行事業者の登録は可能であることから、免税事業者と混在してしまう恐れがある。

(2) 会員への影響

ア シルバー人材センターの会員の配分金が消費税分だけ減少する。

【現行と制度開始後の会員1人あたり配分金の試算例】

	税抜き支払配分金 (円/月額)	仕入控除割合	支払消費税 (円)	支払配分金総額 (円)
	①	②	③=①×②×10%	④=①+③
現行制度	34,184	100%	3,418	37,602
第1期	34,184	80%	2,734	36,918
第2期	34,184	50%	1,709	35,893
第3期	34,184	0%	0	34,184

4 現在の状況

(1) これまでの足立区の対応

- ア 令和5年度から、最低賃金の上昇にあわせ、あだち広報や「公社ニュース トキメキ」にかかる配布業務等の会員配布単価を約1.2倍とした。
- イ 令和5年度から、事務費を5%から6%にアップし、外部講師による技能向上研修や接遇研修等の実施を拡充していく。研修等を拡充することで、会員のスキルアップやサービスの向上につなげ、価格交渉による単価アップや受注件数の増加を目指し、受託費の増加につなげていく。

(2) 近隣区のシルバー人材センターの対応状況

(令和5年6月20日現在)

	インボイス導入を受けての対応予定内容	開始時期
A区	<ul style="list-style-type: none">事務費を段階的に引き上げ。令和5年度は1%、令和6年度は2%引き上げ予定。会員の報酬単価を引き上げ。	令和5年10月
B区	<ul style="list-style-type: none">事務費を段階的に引き上げ。令和5年度は3%(うち1%は特定費用準備資金積み立て)、令和8年度は2%、令和11年度は2%、令和14年度は3%引き上げ予定。	令和5年10月
C区	<ul style="list-style-type: none">経過措置第1期のセンター負担分の20%を契約金額に上乘せ。	令和5年4月
D区	<ul style="list-style-type: none">事務費を引き上げ。特定費用準備資金に積み立てて対応。	令和5年4月

(3) 今後の対応等

- ア シルバー人材センターのみ消費税分の補填を行うことは、区内企業や他の団体との公平性を欠くことになることから、行わない。
- イ 今後も引き続き、他自治体の支援策を研究するとともに国や都の動向を注視しながら、区として対応可能な支援策を検討していく。